

虐待行為防止の施設方針・会議、委員会及び研修指針

1. 目的

○虐待防止（それに準ずる行為）の廃止を目的とする。虐待行為（それに準ずる行為）の防止に努める

2. 会議

○年1, 2回開催し、虐待行為防止、啓発につながる取り決めの検討をする

○他、必要に応じて毎月に会議を実施する

○会議出席者は以下の通りとする

施設長 副施設長 看護職員 入所介護職員 通所介護職員 リハビリ職員 管理栄養士
支援相談員

なお、各所属長の出席を原則とするが都合がつかない場合には代理でも構わない

○会議内容は文章作成し各部署へ回覧する。回覧内容は各部署で周知伝達する

○虐待防止のための措置に関しての担当者を設置する

3. 研修

○年2回の高齢者虐待防止の研修を行う（身体拘束廃止と一体で行う場合もある）

○原則的に全職員に出席を求めるが、勤務上出席が難しい場合には、各部署で研修内容を伝達する

○新規職員採用時には虐待研修を実施し記録することとする。

4. 対策

○規定にある高齢者虐待が疑われる報告にあがった場合、対策内容の確認をする、事実であればその行為の改善対策を検討し、全職員へ周知する

5. 報告

○虐待行為（それに準ずる行為）が確認され、報告の必要性が認められた場合は、速やかに監督機関に報告を行う。

6. 指針の閲覧

○利用者及びその家族等が閲覧できるよう、ホームページ及び施設内の所定の場所に掲示する

2023年 3月20日 改定
介護老人保健施設 ケアセンターなごみ